

○自動車安全運転センターが行う通知業務及び経歴証明業務に関する資料提供事務
処理要領の制定について

〔 令和 7 年 3 月 2 5 日 〕
〔 例規甲（免処）第 7 0 号 〕

自動車安全運転センターが行う通知業務及び経歴証明業務に関する資料提供事務
処理要領

第 1 目的

この要領は、自動車安全運転センター法（昭和 5 0 年法律第 5 7 号）第 2 9 条第 1 項第 3 号及び第 4 号に規定する通知業務及び経歴証明業務（以下「通知業務及び経歴証明業務」という。）に関し山梨県警察が自動車安全運転センター山梨県事務所（以下「安全運転センター」という。）に対して資料を提供する場合の事務処理の要領を定め、当該事務の適正かつ円滑な実施を図ることを目的とする。

第 2 事務の主管

通知業務及び経歴証明業務に関する資料提供事務は、交通部運転免許課（以下「運転免許課」という。）において行うものとする。

第 3 安全運転センターとの協議

運転免許課は、通知業務及び経歴証明業務に関して行う資料の提供並びにその保護及び管理について、あらかじめ安全運転センターと協議するものとする。

第 4 安全運転センターに提供する資料

安全運転センターに提供する資料は、警察共通基盤システムによる運転者管理業務実施要領（令和 7 年 2 月 2 8 日付け、警察庁丙運発第 5 号ほか別添。以下「実施要領」という。）に基づく警察庁長官官房技術企画課情報処理センター（以下「情報処理センター」という。）からの通知業務及び経歴証明業務に関する通報及び回答データによるものとする。

第 5 通知業務に関する事務

- 1 交通部運転免許課長（以下「運転免許課長」という。）は、情報処理センターから警告点通報（情報処理センターが、実施要領に定める違反登録又は事故登録を都

道府県警察から受け付け、当該登録事案に係る累積点数が次の表の前歴の区分に応じそれぞれの点数に達した者について、都道府県警察に対してする当該点数に達した旨の通報をいう。以下同じ。) を受理したときは、速やかに安全運転センターの事務所長に対し、その内容を印字した警告票の一覧表及び通報書、当該通報書の目次データの事件番号に係る違反、事故登録に係る資料を提供するものとする。

なお、電磁的記録による資料の提供も可能とする。この場合においては、警告点通報の内容に郵便番号並びに漢字による住所及び氏名を付加するものとする。

前 歴	点 数
前歴がない者	4点又は5点
前歴が1回である者	2点又は3点

- 2 違反登録又は事故登録の遅れによっては、既に警告点通報を行った者等通知業務の対象外の者について再度警告点通報が行われることがあり得るので、資料の提供前にその内容を点検及び審査し、通知業務の対象外の者については、資料提供を行わないようにするものとする。
- 3 違反、事故登録に係る資料の提供は、貸出し又は閲覧の方法によるものとする。
- 4 資料の提供に当たっては、資料の保護及び管理に必要な措置を講ずるとともに、資料提供簿（別記様式）を備え付けて記録し、その状況を明らかにしておくものとする。

第6 経歴証明業務に関する事務

1 安全運転センターからの照会の受理

- (1) 安全運転センターから運転免許課に対して、経歴証明業務を行うために必要な資料の照会（以下「証明事実照会」という。）があったときは、次の表の証明事実照会の種類に応じ、当該証明書の交付申請書（以下「申請書」という。）により受理するものとする。

証明事実照会の種類	申請書の種類
無事故無違反証明書照会	無事故・無違反証明交付申請書
運転記録証明書照会	運転記録証明交付申請書

累積点数証明書照会	累積点数証明交付申請書
運転免許経歴証明書照会	運転免許経歴証明交付申請書

- (2) 昭和53年1月1日以前に運転免許（以下「免許」という。）を失効し、かつ、同日以前に運転免許試験の一部免除の適用を受けて、免許を再取得した者については、情報処理センターに運転者データがないため、当該失効に係る免許についての運転免許経歴証明書照会に応ずることができないので、照会は受理しないものとする。
- (3) 運転免許経歴証明書照会は、原則として免許証番号又は免許情報記録番号（以下「免許証番号等」という。）の判明している現有免許（現に有効な免許をいう。以下同じ。）、失効免許（有効期間を更新しなかったため失効した免許をいう。以下同じ。）又は取消し免許（取り消された免許をいう。以下同じ。）について応ずることとしているので、申請書に、照会に係る免許の免許証番号等が記載されていることを確認した上で照会を受理するものとする。
- (4) 失効免許又は取消し免許についての運転免許経歴証明書照会で、免許証番号等が不明の者については、次によるものとする。
- ア 通常の事務処理の範囲内で免許証番号等を確認できる者については、当該免許証番号等を教示して照会を受理する。
- イ アによる免許証番号等が確認できない場合であっても、現に免許を受けている者については、（3）にかかわらず、特例として照会に応ずることとし、現有免許の免許証番号等を記載した申請書により受理する。
- なお、情報処理センターからは、生年月日、性別及び氏名の合致する全ての失効免許又は取消し免許の運転免許経歴が回答されるので、申請者のものかどうかの確認は、安全運転センターで行うものとする。

2 証明事実照会の手続

- (1) 運転免許課長は、証明事実照会を受理したときは、警察庁共通基盤システムによる運転者管理業務実施細則（令和7年3月10日付け、警察庁丁運発第112号ほか別添）に定める手続により、速やかに情報処理センターに対して照会を行

うものとする。

- (2) 運転免許課長は、照会の種別に応じ情報処理センターからそれぞれ次の表の内容の回答を受けるものとする。

照会の種別	回答の内容
無事故無違反証明書照会	照会に係る有効免許データの次の記録 ア 昭和44年10月1日以降の最終違反（事故）年月日（昭和53年1月1日以降の分については、最終違反年月日と最終事故年月日を区分して両方とも通報する。以下同じ。） イ 平成5年3月21日以降の最終事案年月日 ウ 免許年月日のうち最も古い年月日 エ その他証明に必要な事項 オ 手配
運転記録証明書照会	照会に係る有効免許データの次の記録 ア 照会日を起算日とする過去5年3か月以内の違反記録（違反年月日、違反名、点数等）、事故記録（事故年月日、事故名、点数等）、事案記録（事案年月日、事案名等）及び処分記録（処分年月日、処分種別、処分（短縮）日数等） イ 照会日の直近の違反行為に係る累積点数及び前歴の回数 ウ 昭和44年10月1日以降の最終違反（事故）年月日 エ 平成5年3月21日以降の最終事案年月日 オ その他証明に必要な事項 カ 手配
累積点数証明書照会	照会に係る有効免許データの次の記録 ア 照会日の直近の違反行為に係る累積点数及び前歴の回数 イ アの累積点数及び前歴の回数の計算の対象となる違反記録、事故記録及び処分記録 ウ その他証明に必要な事項

	エ 手配
運転免許経歴証明 書照会	照会に係る有効免許データ、失効免許データ又は取消し 免許データの次の記録 ア 免許年月日、免許の種類、免許証番号等、免許の条 件免許証の有効期限、取消し年月日及び処分日数 イ その他証明に必要な事項 ウ 手配

- (3) 運転免許課長は、照会データの誤り、照会に係る該当資料がない等の理由で回答できない旨の通報を受けたときは、自所属において処理可能なものにあつては自所属で、その他のものにあつては安全運転センターに依頼して処理をした後、再照会を行うものとする。

3 資料の提供

- (1) 運転免許課長は、情報処理センターから回答を受けたときは、速やかに当該回答内容を入力した電磁的記録又は当該回答内容を印字した回答書を自動車安全運転センター山梨県事務所に提供するものとする。ただし、回答内容に手配、再交付等の通報事項があるときは、速やかに当該通報事項についての処理を進めるものとし、自動車安全運転センター山梨県事務所に提供する資料は、これらの通報事項を削除した内容の電磁的記録、回答書又は回答書の写しとする。
- (2) 資料の提供に当たっては、資料の保護及び管理に必要な措置を講ずるとともに、簿冊に記録する等その状況を明らかにしておくものとする。

第7 情報セキュリティ

本業務の情報セキュリティに関して実施する運用管理対策、物理的対策、技術的対策その他の事項については山梨県警察情報セキュリティに関する訓令（平成19年山梨県警察本部訓令第12号）等、警察情報セキュリティポリシーに定めるところによる。